

全国健康保険協会の業績に関する評価（船員保険）

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

25年度事業計画	評価等			
1. 保険運営の企画・実施				
(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進				
<p>【評価の視点】 加入者の医療費、健診データを分析するとともに、加入者の疾病の予防や健康増進、医療費の適正化のための取組みを総合的に推進しているか。</p>	<p><事業報告（概要）></p> <p>加入者の疾病予防を目的として、特定健康診査等の実施率向上のため、健診実施機関の拡大等を図ったほか、一人ひとりの健康状況に応じたオーダーメイドの「情報提供冊子」の配付及び「出前健康講座」の実施等により加入者の健康づくりに対する意識の向上に向けた取組みを行いました。</p> <p>加入者へ「ジェネリック医薬品軽減額通知」や「医療費通知」などを送付することにより医療費に関する積極的な情報提供を行い、レセプト点検においては、点検員1名を増員し審査体制の充実を図るとともに、レセプトシステムの抽出機能を活用し、レセプト点検の効果的な推進に努めました。また、レセプト点検に係る知識・技術を習得するための実務研修を実施したほか、審査医師の助言を得て査定事例集を作成し情報の共有化を行い、医療費の適正化等を目的とした取組みを行いました。</p> <p>このほか、データヘルス計画に先行し、オーダーメイドの「情報提供冊子」を生活習慣病予防健診を受診した35歳以上の被保険者全員に送付し健診意識の啓発等を行っていましたが、25年度は特定保健指導の実施率が低迷していること及び糖尿病を発症した場合の医療費が将来的な保険財政に影響を与えることから「情報提供冊子」の送付対象者を、特定保健指導対象者及び糖尿病罹患患者等の受診勧奨者に重点化したうえで、保険者としての取組みを総合的に推進しました。</p>			
<p><自己評価></p> <p>・加入者の健康増進等を図るため、特定健診等の実施率の向上に向けて、健診実施機関等の大幅な拡充、自己負担額の軽減等に取組むとともに、生活習慣病予防健診の対象に被扶養者を追加し、健診内容の充実を図り、健診等の利用を促進しました。また、加入者の健康増進の意識の向上に向けて、一人ひとりの健診結果に応じて生活習慣の改善策等を情報提供するオーダーメイドの「健康情報冊子」を送付するなどの各種取組みを積極的に行いました。</p> <p>・医療費適正化の取組みとしては、ジェネリック医薬品の使用促進を図るため、「ジェネリック医薬品軽減額通知」について、送付対象者を前年度から大幅に増やすとともに、1回目の通知で切り替えていただけなかった方に2回目の通知を送付するよう内容の充実を図って実施した結果、ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）は、26年3月で29.6%となり、財政効果額も前年度を大幅に上回りました。</p> <p>・このほか、保険者として医療費の適正化などの取組みを強化するため、下船後の療養補償の対象範囲で適正な受診がされるよう、「医療費通知」及び「被扶養者資格の再確認」の送付時に、適正な受診に関するリーフレットを配付するなど広報の取組みを行いました。</p> <p>・さらに、オーダーメイドの「情報提供冊子」を受け取られた方のその後における特定保健指導の利用状況及び医療機関への受診行動について調査分析を行うなど、データヘルス計画に先行する形での取組みにも着手しました。</p>	A	<p><委員ご意見></p> <p>●オーダーメイドの「健康情報冊子」や適正な受診を促すリーフレットの配布など、地道な取組みの実施を評価する。</p> <p>●ジェネリック医薬品の使用促進については、引き続き取組みを強化すべき。</p> <p>●特定健診等の実施率向上に向けて積極的に取り組んでいることが認められる。</p> <p>●ジェネリック医薬品に係る通知や医療費通知など医療費に関する情報提供、レセプト点検に対する積極的な取組み、オーダーメイドの情報提供冊子の送付など、保険者としての活動に取り組んでいることが認められる。</p> <p>●健保協会担当者の熱意と実行力に対しては敬意を表します。その力を直接関係者（医師、薬剤師、保険者）に充分理解してもらう為にはまだ時間がかかるでしょう。</p> <p>●船員保険については、国際的にも相当対応の難しさがあるかと思いますが、被保険者（加入者）、事業主、協会との一体感を継続し、全ての人に理解される活動を期待しますし、必ずや実現できるものと思っております。</p>	<p><最終評価></p> <p>■健診実施機関の拡大、オーダーメイドの「健康情報冊子」の配布等により加入者の疾病予防や健康増進を図ったとともに、ジェネリック医薬品軽減額通知の取組等により、医療費の適正化を図ったことは評価できる。特に、「ジェネリック医薬品軽減額通知」の取組みについては、大きな成果を上げていることから、引き続き、積極的に取り組まれない。</p>	B

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

25年度事業計画	評価等		
1. 保険運営の企画・実施			
(2) 情報提供・広報の充実			
<p>【評価の視点】 加入者の立場からわかりやすい積極的な情報提供を適切に実施しているか。 機関誌等による情報提供（広報）を定期的かつ効率的に実施しているか。</p>	<p><事業報告（概要）></p> <p>加入者や船舶所有者への情報提供・広報については、ホームページや関係団体の機関誌等を活用し、タイムリーな情報提供と丁寧な広報活動に努めています。</p> <p>ホームページには、申請手続きや健康づくりに関する情報などを盛り込んだ「船員保険マンスリー」を毎月掲載するとともに、「無線医療助言事業」や「保養事業」等の福祉事業に関することなど、加入者や船舶所有者に役立つ情報の提供に努めています。 なお、25年3月の協会ホームページリニューアルに伴い、ホームページの総アクセス件数は717,354件（24年度600,168件）と増加しました。</p> <p>また、インターネットを利用されない加入者や船舶所有者の皆様も含め、幅広く広報を行うために、25年10月から、被保険者証と一緒に携帯できる大きさと、船員保険の給付内容等について説明したリーフレット「船員保険のしおり」を作成し、被保険者証の送付時に同封、配付を始め、25年11月には、船員保険の運営状況等について説明した「船員保険通信」を作成し、全ての被保険者及び船舶所有者に配付し、さらに、船員保険の概要や利用手続きについて説明したリーフレット「船員保険のご案内」を作成し、労働基準監督署や船員保険事務を取扱う年金事務所などの関係機関の窓口に設置していただきました。 (配付(布)内訳) ・船員保険のしおり：被保険者（被扶養者）約43,000部、疾病任意継続被保険者（被扶養者）約11,000部 ・船員保険通信：被保険者約59,000部、船舶所有者約4,700部 ・船員保険のご案内：労働基準監督署約5,500部、年金事務所約2,900部、協会支部約1,600部</p> <p>その他、加入者にジェネリック医薬品軽減額通知等を送付する際や船舶所有者の皆様には保険料納入告知書を送付する際等において、保険料率に関する情報提供や健診事業や保養事業のご案内、その他制度周知に関する案内リーフレット等を同封し、配付しました。</p> <p>機関誌等による広報については、関係団体に多大な協力のもと定期的に各団体の機関誌等において、時宜を得た、かつ、きめ細やかな情報提供、広報を実施しました。</p>		
<p><自己評価></p> <p>・加入者にわかりやすい積極的な情報提供を実施するため、25年3月協会ホームページをリニューアルし、新たにコンテンツ「こんなときどうする」を掲載、「無線医療助言事業」や「保養事業」等の福祉事業に関することなど、加入者や船舶所有者の役立つ情報の提供に努めたことにより25年度の総アクセス件数は、717,354件（対前年度比19.5%）と大幅に増加しました。</p> <p>・紙媒体による広報についても、以下のような取り組みを行い、充実を図りました。</p> <p>①25年度からの新たな取組みとして、被保険者証と一緒に携帯できる大きさと、船員保険制度における給付内容等について説明した「船員保険のしおり」を作成し、被保険者証の交付時に配付し、加入者の制度理解の一助としました。</p> <p>②船員保険の運営状況や決算状況等をよりわかりやすくするため「船員保険通信」については、ページ数を増やし（前年度の見開き4ページから巻き三つ折り6ページとページ増）、加入者や船舶所有者への情報提供内容の拡充を図るとともに、25年度は被保険者に確実に手元に届くよう直接被保険者へ送付するなど積極的な情報提供を行いました。</p> <p><次頁に続く></p>	<p>S</p>	<p><委員ご意見></p> <p>●ホームページアクセス件数が昨年度と比較して増加していることや、情報提供、広報に関する新たな取組みを行っていることは十分に評価できるので、引き続き取組みを進めていくべき。 ●健康保険事業では、被保険者、被扶養者、事業主への情報提供と啓蒙の重要性が認められることから、情報提供・広報を拡充していることが評価できる。 ●広報の効果測定という視点からの実態把握も望まれる。 ●広報チャンネルの開拓、情報媒体の工夫など積極的な取り組みが評価できる。 ●ホームページや関係団体の機関誌等を活用し、積極的な情報提供を行い、またアクセス数も大幅に増加していることは高く評価できる。 ●「船員保険のしおり」「船員保険通信」「船員保険のご案内」などのリーフレットの内容を充実させるなど、積極的な情報提供に努めていることも高く評価できる。 ●船員保険は対人、対国、関係が複雑な問題が多々起こると思われませんが、努力願います。</p>	<p><最終評価></p> <p>A'</p> <p>■ホームページや紙媒体を使用し積極的に情報提供の取組みを行ったことは評価できるので、引き続き取組みを推進されたい。ただし、加入者の立場からわかりやすい情報提供を適切に実施しているかという点については、リーフレット等のページ数を増やすことが加入者にとって本当にわかりやすいものとなっているか否かの検証する必要がある。</p>

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

25年度事業計画	評価等		
1. 保険運営の企画・実施			
(2) 情報提供・広報の充実			
前掲のとおり	<事業報告（概要）>		
<自己評価> <前頁からの続き> ③新規加入者等に対し制度の概要や手続き等を周知するため年度末に作成している「船員保険のご案内」についても、ページ数を増やし（前年度の巻き三つ折り6ページから観音折り8ページとページ増）、労働基準監督署や船員保険事務を取扱う年金事務所などの窓口等において、積極的な情報提供に努めました。 ・また、定期的かつ効率的な広報を実施するため、年度当初に年間の「船員保険広報実施計画」を策定し、関係団体（25年度6団体、24年度5団体）の協力も得ながら積極的な情報提供に努めた結果、関係団体の機関紙等における情報提供の件数は大幅に増加しました。	<委員ご意見>	<最終評価>	

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

25年度事業計画	評価等
----------	-----

1. 保険運営の企画・実施

(3) ジェネリック医薬品の使用促進

<p>【評価の視点】 ジェネリック医薬品使用促進に係る広報を実施するとともに、希望カードの配付や自己負担額軽減効果通知サービスを実施し、ジェネリック医薬品の使用促進を図っているか。</p>	<p><事業報告（概要）></p> <p>船員保険加入者へのジェネリック医薬品の使用促進として以下の取組みを実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品軽減額通知を送付し、ジェネリック医薬品に切替えることでどれくらい窓口負担が軽減されるのかお知らせする。 ・「ジェネリック医薬品希望カード」や「ジェネリック医薬品希望シール」を送付し、加入者が医師や薬剤師にジェネリック医薬品を希望することを伝えやすくする。 ・ホームページや関係団体の機関誌等を通じた、ジェネリック医薬品に関する広報。 <p>【ジェネリック医薬品軽減額通知】 先発医薬品を長期服用している25歳以上の方のうち、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に薬代の自己負担の軽減が一定金額以上見込まれる方に対し、薬代の自己負担の軽減額を通知しました。25年度においては、1回目通知時に切り替えなかった者（全部または一部）に対して、年度内に2回目の通知を行う取組みも行い、1回目通知は25年10月に約5,800通を送付し、2回目通知は26年3月に約2,600通を送付しました。通知者のうち2,102人がジェネリック医薬品に切り替えていただき、これによる医療費の軽減効果額は、1ヶ月あたり約271万円、単純に1年間に推計すると年間約3,249万円の財政効果となりました。</p> <p style="text-align: center;"><ジェネリック医薬品軽減額通知効果額（推計）> 24年度 1,200万円 → 25年度 3,249万円 <ジェネリック医薬品への切替者数> 24年度 687人 → 25年度 2,102人</p> <p>【ジェネリック医薬品使用割合】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>26年3月</th> <th>25年3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量ベース</td> <td style="text-align: center;">29.6%</td> <td style="text-align: center;">26.4%</td> </tr> <tr> <td>金額ベース</td> <td style="text-align: center;">12.1%</td> <td style="text-align: center;">10.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><次頁に続く></p>		26年3月	25年3月	数量ベース	29.6%	26.4%	金額ベース	12.1%	10.9%
	26年3月	25年3月								
数量ベース	29.6%	26.4%								
金額ベース	12.1%	10.9%								

<p><自己評価></p> <p>・調剤レセプトにおける軽減額通知の基準額の引下げ（300円→100円）等により、通知の送付対象者数を約2,800名から約8,400名へと約3倍に増やすとともに、1回目の通知で切り替えていただけなかった方に2回目の通知を送付するよう、内容を見直して実施した結果、切替者数も大幅に増加し、前年度に比べ約2.7倍の約3,200万円の財政効果を上げることができました。</p> <p>・また、ジェネリック医薬品への切替えの意思表示をする際に利用いただくよう配付していた「ジェネリック医薬品希望カード」に加え、新たな取組みとして、被保険者証やお薬手帳に貼ることで、より容易にジェネリック医薬品への切り替えの意思表示をしていただける「ジェネリック医薬品希望シール」を約33,400枚作成し、軽減額通知を送付する際に同封するとともに、25年10月からは被保険者証の送付時に同封するなど、ジェネリック医薬品の使用促進に積極的に取り組みました。</p>	S	<p><委員ご意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ●前年度より実績が大幅に伸びているので評価できるが、引き続き強化していく必要がある。金額ベースでの使用率についてもさらに伸ばしていくべき。 ●ジェネリック医薬品の使用促進策の充実と使用割合の向上を評価する。 ●ジェネリック医薬品の使用促進に向けて広報や通知を積極的に行い、ジェネリック医薬品の通知効果額（推計）で2.7倍、切替者数で3.1倍の増加を遂げたことは、高い評価に値する。 ●国々によって健康づくりの考え方に異なった問題が生じると思いますが、勉強・研究ですね。国産と外国産の取り扱いを勉強しなくてはなりませんね。 	<p><最終評価></p> <p>■ジェネリック医薬品の使用促進に向けた種々の取組みにより、切替者数、効果額とも前年度を大幅に上回る結果となったことは評価できる。今後、更なる成果が得られるよう、引き続き取組みを推進されたい。</p>	A
--	---	--	--	---

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

25年度事業計画	評価等		
1. 保険運営の企画・実施			
(3) ジェネリック医薬品の使用促進			
前掲のとおり	<p><事業報告（概要）></p> <p><前頁からの続き></p> <p>【使用促進ツールの作成・配付】 ジェネリック医薬品の使用を促進するためのツールとして、「ジェネリック医薬品希望カード付リーフレット」を49,000枚作成し医療費通知に同封して配付しました。このほか、「ジェネリック医薬品希望シール」を33,400枚作成し、「ジェネリック医薬品軽減額通知」や被保険者証の送付時に同封して配付しました。</p>		
<自己評価>	<委員ご意見>	<最終評価>	

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

25年度事業計画	評価等		
1. 保険運営の企画・運営			
(4) 健全かつ安定的な財政運営の確保			
<p>【評価の視点】 医療費適正化、業務改革、経費の削減等の取組みを強化するとともに、加入者の疾病予防、健康増進、医療の質の向上等のための取組みを総合的に推進し、中長期的に安定的な財政運営を確保するよう努めているか。</p>	<p><事業報告（概要）></p> <p>25年度の船員保険の収入は471億円であり、その主な内訳は、保険料等交付金が348億円、疾病任意継続被保険者保険料が14億円、国庫補助金・負担金が30億円、職務上年金給付費等交付金が63億円です。一方、支出は462億円であり、その主な内訳は、保険給付費が262億円、拠出金等が123億円、介護納付金が33億円、業務経費・一般管理費が33億円です。</p> <p>船員保険の直近の財政状況は比較的安定していますが、緩やかになってきているとはいえ、被保険者数の減少傾向や加入者1人当たり医療費の増加傾向は継続しており、引き続き、各種指標の動向等を見極めながら、安定的な財政運営に努めていく必要があります。</p> <p>また、今後も安定的な財政運営を確保するため、被保険者数の減少傾向や加入者1人当たり医療費の増加傾向を踏まえた船員保険の中期的収支見通しを作成し、船員保険協議会に報告していきます。</p>		
<p><自己評価></p> <p>・支出面においては、ジェネリック医薬品の使用促進やレセプト点検の推進、さらには、「柔道整復施術療養費」や「下船後の療養補償」の利用の適正化等を通じて、医療費支出の適正化、効率化に努めるとともに、健診実施機関の拡充や健診内容の充実等による生活習慣病予防健診等の利用促進、一人ひとりの健診結果を踏まえた、オーダーメイドの「健康情報冊子」の配付等を通じて、加入者の疾病予防・健康増進に取り組めました。</p> <p>・また、収入面においては、25年度は、年度収支の均衡を図る観点から保険料率の見直しを行い、船員保険協議会における関係者の意見等も踏まえた上で、24年度と比べて、疾病保険料率は0.3%引き上げて10.1%に、災害保健福祉保険料は0.15%引き下げて1.05%とし、安定的な財政運営を確保するよう努めました。</p>	<p>B</p>	<p><委員ご意見></p> <p>●支出面、収入面での様々な取り組みや努力については、評価したい。被保険者の平均年齢が高いなど、中長期的に見れば財政状況は厳しくなると思われるので、次年度の自己評価は「A」となるよう、引き続き取組みを進めていくべき。</p> <p>●持続的な取組みが認められる。</p> <p>●保険者数の減少や加入者1人当たり医療費の増加は続いているものの、健全かつ安定的な財政運営が確保されていることが認められる。</p>	<p><最終評価></p> <p>■現時点においては、安定的な財政運営が確保されていると考えられるが、被保険者数が減少傾向にあることや、1人当たり医療費が増加していることからすると、今後は予断を許さない状況であるため、継続して安定的な財政運営が確保できるよう努める必要がある。</p> <p>B'</p>

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

25年度事業計画		評価等							
1. 保険運営の企画・実施									
(5) 準備金の安全確実かつ有利な管理・運用									
<p>【評価の視点】 船員保険の準備金については、安全確実かつ有利な運用を行っているか。 運用状況は定期的に船員保険協議会において報告しているか。</p>	<p><事業報告（概要）></p> <p>船員保険の準備金は、将来の保険給付費等の支払いに備えるほか、被保険者の保険料率の軽減に充てるため等の財源として保有しています。この準備金は、22年6月から金銭信託（運用対象は満期保有を原則とした日本国債）により運用しており、25年度の運用益は約8,700万円となっています。 なお、運用状況については、前年度の運用状況（決算）を毎年7月に定期報告しています。（26年7月は25年度の運用状況を報告）</p> <p>[運用状況]</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">25年度</td> </tr> <tr> <td>年度末運用資産残高</td> <td>約302億円（未収利息約2千万円）</td> </tr> <tr> <td>利回り</td> <td>実現利回り0.288%（総利回り0.278%）</td> </tr> </table>				25年度	年度末運用資産残高	約302億円（未収利息約2千万円）	利回り	実現利回り0.288%（総利回り0.278%）
	25年度								
年度末運用資産残高	約302億円（未収利息約2千万円）								
利回り	実現利回り0.288%（総利回り0.278%）								
<p><自己評価></p> <p>・船員保険の準備金については、安全確実かつ有利な運用を行うこととされていることから、25年度においても、満期保有を原則とした国債での運用を行い、運用環境等の違いはあるものの、昨年度に引き続き、前年度を上回る運用利回りを上げることができました。</p>	A	<p><委員ご意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ●準備金は被保険者・事業主の貴重な保険料であり、安全確実かつ有利な管理、運用に徹底した取組みを引き続き行うべきである。 ●確実な管理・運営を行っていること認められる。 ●準備金の運用について、満期保有を原則とした日本国債により安全確実に運用益をあげていることは高く評価できる。 ●正確なデータ収集をし、関係する方々への信頼度が大切です。 	<p><最終評価></p> <p>■準備金については、引き続き安全確実かつ有利な運用をされたい。</p>						
			A'						

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

25年度事業計画	評価等		
2. 船員保険給付等の円滑な実施			
(1) 保険給付等の適正かつ迅速な支払い			
<p>【評価の視点】 保険給付等を確実かつ迅速に支払うとともに、必要に応じて実地調査等を実施し、給付の適正化を図っているか。 下船後の療養補償について、制度の趣旨や仕組みについて周知を図っているか。 柔道整復施術療養費について、加入者等に対する文書照会等を実施する等、不適切な申請事例に対する厳格な対応や適正受診の促進を図っているか。</p>	<p><事業報告（概要）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職務外給付支給額：高額療養費（償還払い）1億6,657万円（支給件数3,206件）、柔道整復施術療養費1億5,573万円（支給件数37,348件）、その他の療養費3,682万円（支給件数2,266件）、傷病手当金16億7,808万円（支給件数5,864件）、出産手当金1,212万円（支給件数24件）、出産育児一時金4億7,742万円（支給件数1,145件）等 ・職務上上乘せ給付等支給額：休業手当金1億2,893万円（支給件数954件）、障害年金・遺族年金1,452万円（25年度末の受給権者数10人）、障害手当金・遺族一時金4,340万円（支給件数107件）等 ・経過的職務上給付支給額：傷病手当金2億2,249万円（支給件数495件）、障害年金・遺族年金41億4,388万円（25年度末の受給権者数2,261人）、障害手当金・遺族一時金7,325万円（支給件数9件） <p>このほか、休業特別支給金、障害特別支給金及び遺族特別支給金について、1億4,074万円（592件）を支給するとともに、経過的特別支給金について、6,225万円（同63件）を支給しました。</p> <p>また、東日本大震災の被災者の方の一部負担金免除に関しては、福島第一原発事故の警戒区域等の被災者の方について、免除期間が延長されたことから、26年2月に免除期間を更新した証明書を送付しました。（免除証明書更新件数（26年2月時）：25件）</p> <p>さらに、船員保険給付を適正に行うため、下船後の療養補償については、療養補償の対象範囲での適正な受診がなされるよう、加入者には「医療費通知」の送付時に、また、船舶所有者には「被扶養者資格の再確認」のお願い時に、適正な受診に関するリーフレットの配付等により周知を図りました。柔道整復施術療養費に関しても、多部位・頻回受診等の申請については、対象の加入者に文書による照会を実施（900件）するとともに、加入者には「ジェネリック医薬品軽減額通知」及び「医療費通知」を送付する際に、船舶所有者には「被扶養者資格の再確認」のお願い時に、柔道整復師のかかり方を説明したリーフレットを同封しました。下船後の療養補償や柔道整復施術療養費に関しては、このほかに関係団体の機関誌等に適正受診に係る広報記事を掲載いただきました。</p>		
<p><自己評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当金等の保険給付の支払いに当たっては、サービススタンダード（申請から振込まで10営業日以内）を年度を通して100%達成し、迅速な支払いに努めました。また、平成24年度の船員保険協議会において、平成22年1月以降労災保険を受給することとなった船員に対して、船員保険から特別支給金等を支給することが決定されたことを受けて、25年度においては、対象者について厚生労働省から労災保険の受給者データの提供を受けて、申請勧奨を本格的に開始、実施しました。 ・また、保険給付を適正に行うため、傷病手当金等の現金給付等に関しては、審査の際に必要な応じ医師照会等を行ったほか、柔道整復施術療養費や下船後の療養補償に関しては重点的に適正受診に係る文書照会や広報を実施しました。 下船後の療養補償については、療養補償の対象範囲での適切な受診がなされるよう、関係団体の機関誌への掲載のほか、加入者には「医療費通知」の送付時に、また、船舶所有者には「被扶養者資格の再確認」のお願い時に、リーフレットの配付等を行い制度の趣旨や仕組みについて周知を図りました。 柔道整復施術療養費については、多部位・頻回受診等の申請について、加入者への文書照会を昨年度を上回る件数実施した結果、加入者1人当たりの給付額や申請書1件当たりの給付額が減少するなど、給付の適正化が図られました。 	<p>A</p>	<p><委員ご意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険給付のサービススタンダードの100%達成をはじめ、保険給付の適正化対策などの取り組みは評価できる。 ●なお、現金給付について、不正受給か否かの判定には、被保険者の実情に十分配慮すべき。 ●傷病手当金等の保険給付におけるサービススタンダードを100%達成したことは高く評価できる。 ●下船後の療養補償における適正受診について促進策が講じられており、とくに柔道整復施術療養費に対する広報活動を強化し、給付適正化の効果があつたことも、高く評価できる。 ●支払う金額で全てが解決するとは思いませんが、支払側の誠意と受取人の理解度が大きいことを願う。 	<p><最終評価></p> <p>A'</p> <p>■傷病手当金等の保険給付の支払いにあたり、サービススタンダード（申請から振込まで10営業日以内）について年度を通して100%達成できたことは評価できる。また、保険給付の適正化を目的として、広報等の取組みも積極的に実施しており、今後も引き続きこれらの取組みを推進されたい。</p>

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

25年度事業計画	評価等
----------	-----

2. 船員保険給付等の円滑な実施
(2) サービス向上のための取組

【評価の視点】
 職務外給付については、サービススタンダード（10営業日以内）の状況を適切に管理し、100%の達成率を目標に着実に実施しているか。
 意見や苦情等を迅速にサービス改善に結びつけるとともに、お客様満足度調査について必要な見直しを行ったうえで、継続的に実施しているか。
 申請書等の様式や記載要領等については、わかりやすく改善するとともに、手続きの簡素化を進めているか。

【目標指標】
 ・職務外給付の受付から振込までの日数：10営業日以内（サービススタンダード）
 ・サービススタンダードの達成率：100%
 ・資格情報取得から保険証の送付までの平均日数：3営業日以内

【検証指標】
 ・申請・手続き方法、職員応接態度及びサービス全体としてのお客様満足度
 ・お客様からの苦情・意見の件数とその内容

<事業報告（概要）>

【サービススタンダード】
 サービススタンダードの達成率（10 営業日以内に振込むことができた割合）は、年度を通して100%を達成することができました。また、平均所要日数は6.62 日でした。被保険者証の発行に要する日数についても、25 年度の平均は2.00 日（疾病任意継続被保険者分は2.12 日）であり、目標指標である3 営業日以内を達成しています。
 また、25年10月より、被保険者証を送付する際には「船員保険のしおり」を同封するとともに専用ケースに入れて送付するなどサービスの向上に努めました。

【お客様満足度調査】
 加入者の意見を適切に把握しサービスの改善や向上に努めるため、疾病任意継続被保険者の被保険者証や傷病手当金、高額療養費及び休業手当金の支給決定通知書を送付する際にアンケートはがきを同封し、お客様満足度調査を実施しました。（25年8月～26年2月送付）

指標	24年度	24年度	25年度	対前年度比
事務処理に要した期間に対する満足度	44%	44%	75%	31%ポイント
手続き方法に対する満足度	40%	40%	86%	46%ポイント
職員の応接態度に対する満足度	55%	55%	92%	37%ポイント
サービス全体としての満足度	47%	47%	81%	34%ポイント

※満足度とは、お客様満足度調査（アンケート）における回答全体のうち、「満足」又は「やや満足」と回答した方の割合です。（回答の選択肢は、23年度及び24年度は「満足」「やや満足」「普通」「やや不満」「不満」の5肢、25年度が「満足」「やや満足」「やや不満」「不満」の4肢）

<次頁に続く>

<p><自己評価></p> <p>・傷病手当金等の職務外給付の支給に当たっては、サービススタンダードについて、年度を通して100%を達成することができました。平均所要日数は、25年度は6.62日でしたが、さらに申請書の審査・支払の進捗状況の管理方法の見直しを進め、一層の向上に努めています。また、被保険者証の交付についても、船員保険においては、日本年金機構から加入資格情報を取得後に改めて資格取得の入力処理を行う必要がある中で、平均所要日数は、2.00と目標の3営業日以内を達成しています（疾病任意継続被保険者については、2.12日）。</p> <p>・25年度は、船員保険部内に「サービス向上委員会」を新設し、電話相談でのご意見・ご提案・苦情、お客様満足度調査のアンケート結果及びお手紙によるご意見等をもとに、お客様の視点に立って業務改善策を検討しました。なお、アクセス件数の多いホームページの申請書ダウンロードについては、申請書の記入例の一部見直しを行うなど、お客様へのサービスの向上に努めました。</p> <p>・25年度のお客様満足度調査においては、アンケートに当たって、回答の選択肢を一部見直したため、前年度までと単純に比較はできませんが、「職員の応接態度」では92%、「手続き方法」では86%のお客様から、「満足+やや満足」との回答をいただくなど、全般的に高い評価をいただきました。なお、アンケートの回収率については、実施に当たっては、アンケートはがきの送付時に回答協力依頼文書を同封したことやホームページのトップページにバナーを設置して、協力依頼を掲載した結果、わずかですが前年度を上回りました。（25年度14.3%← 24年度13.3%）</p>	A	<p><委員ご意見></p> <p>●サービススタンダードを100%達成したこと、お客様満足度調査を実施し満足度が高い結果となったことは評価したい。引き続き取組みを進めていくべき。 ●アンケートの選択肢を従来の5つから4つに変更したことによって、「満足・不満足」の回答が明瞭に表わされたことが情報の有用性として評価できる。 ●被保険者証の交付等の事務処理について目標指標を達成していることは評価できる。 ●お客様満足度については、回答欄を変更（「普通」を削除）したため、前年度に比較しての変化が把握できない。数値から見ると、前年度の「普通」の多くが「やや満足」に移行したもの（「やや不満」に移行しなかった）とみられることは評価できる。そのなかで「事務処理に要した期間に対する満足度」が相対的に低いことについて、なお改善の余地があるのかどうか。もし余地がなければ、そういうものとして被保険者等に納得してもらうことが必要であると思われる。 ●年々満足度が上がっていることは協会の努力と誠意のあらわれであり、結構なことです。継続は力なりです。</p>	<p><最終評価></p> <p>■職務外給付や被保険者証の交付については、目標指標を達成し、お客様満足度についても前年度より向上したことは評価できる。苦情・意見及び提案の件数については、前年度より大幅に増加していることから、苦情については迅速な対応をするとともに、意見及び提案については共有し、活用できるものについては積極的に活用されたい。</p>	A'
---	---	--	---	----

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

25年度事業計画	評価等		
2. 船員保険給付等の円滑な実施			
(2) サービス向上のための取組			
前掲のとおり	<p><事業報告（概要）></p> <p><前頁からの続き></p> <p>なお、25年度においては、アンケートの回答状況等を踏まえつつ、お客様満足度改善に向け、以下の取組みを行いました。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 疾病任意継続被保険者の資格取得申出書や記入例の一部見直し・ 外部講師や職員による電話対応の研修会を実施・ お客様からの意見や苦情等をサービス改善に結びつけるため、新たにサービス向上委員会を設置 <p>【電話等の苦情・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 苦情：34件（24年度7件） 27件増加（例：高額療養費支給申請書は傷病名を記載したり、個人ごと・病院ごとに記載したりと複雑すぎる）・ ご意見・ご提案：16件（24年度5件） 11件増加（例：給付を受ける権利が2年で時効することについて、ホームページに掲載してほしい）・ お礼・お褒めの言葉：16件（24年度1件） 15件増加（例：高額療養費の勧奨が届いた方から、忘れていたから送ってもらえて助かりましたとお礼の電話）		
<自己評価>	<委員ご意見>		<最終評価>

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

25年度事業計画	評価等
-----------------	------------

2. 船員保険給付等の円滑な実施	
(3) 高額療養費制度の周知	

【評価の視点】
 限度額適用認定証を提示すれば高額療養費が現物化されることなど高額療養費制度について周知を図っているか。
 未申請者に対し、支給申請の勧奨を行っているか。

<事業報告（概要）>

限度額適用認定証の提示により高額療養費が現物給付されることについて説明したリーフレットを作成・配付し、現物給付化による支給手続きの簡素化の周知、普及に努めました。

	交付枚数
25年度	3,591
24年度	3,474

	件数	金額（千円）
25年度	10,564	1,223,837
24年度	10,280	1,182,406
対前年度比	2.8%	3.5%

高額療養費の未申請者の方には、請求月等の内容を記載した高額療養費支給申請書を送付することにより支給申請の勧奨を行いました。

	件数
25年度	2,101
24年度	1,080

(23年11月～25年3月診療分)

	件数	金額（千円）
25年度	3,206	166,573
24年度	1,819	122,266
対前年度比	76.3%	36.2%

(22年4月～23年10月診療分)

【高額療養費制度周知用リーフレットの配付実績】
 25年 5月：船舶所有者に配付することにより、加入者へ周知。（約4,000枚）
 25年10月：加入者へ配付。（約6,000枚）
 26年 3月：加入者へ配付。（約46,000枚）

<自己評価>

- ・限度額適用認定証の提示により高額療養費が現物給付されることについて説明したリーフレットを作成の上、加入者には「ジェネリック医薬品軽減額通知」及び「医療費通知」の送付時に、また船舶所有者には「被扶養者資格の再確認」のお願い時に同封するなど積極的に取組み高額療養費の現物給付分は対前年比で件数が2.8%増、金額が3.5%増となりました。
- ・また、高額療養費の支給申請の勧奨について、従来は受診からおおむね2年経過後に実施していたものを、より早期に請求いただけるよう、25年度からはおおむね1年経過の時点で勧奨するよう見直し、サービスの向上を図りました。

A

<委員ご意見>

- 現金給付の件数については、大幅に増加している。引き続き勧奨を進める努力をすべき。
- 高額療養費支給額（現物給付）については、それほど伸びていないが、利用者にとってメリットがあるので、広報活動等の取組みを徹底していくべき。
- 各施策の実施方法を工夫して成果を上げていることが評価できる。
- 高額療養費の未申請者に対する勧奨により、高額療養費の支給件数が大幅に増加したことが認められる。また、その勧奨を1年経過時点で繰り上げたことも、支給件数の増加につながったと思われる。保険者のサービス機能の向上として評価できる。
- 先方（保険者）に通告時間の短縮を忘れぬことです。

<最終評価>

B

■協会における周知活動の結果、限度額適用認定証の交付枚数や高額療養費支給額（現物給付）については、前年度よりそれほど伸びなかったが、高額療養費の未申請者に対する勧奨については、前年度を大幅に上回る件数を実施し、高額療養費支給額（現金給付）の件数も大幅に上回る結果となった。今後は、周知活動を強化するとともに、勧奨についても引き続き取組みを進められたい。

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

25年度事業計画	評価等			
2. 船員保険給付等の円滑な実施 (4) 被扶養者資格の再確認				
<p>【評価の視点】 無資格受診の防止や、高齢者医療費拠出金負担の適正化を図るため、日本年金機構との連携の下、船舶所有者等の協力を得つつ、的確に行っているか。</p>	<p><事業報告（概要）> 保険給付や高齢者医療制度への拠出金等を適正なものとするため、被扶養者資格の再確認を船舶所有者の協力を得て実施しました。被扶養者であった方が就職などにより勤務先で健康保険等に加入した場合の資格喪失の届出が未提出（二重加入）となっていないかを重点的に確認し、届出漏れが確認された者については、これを適正に処理しました。</p> <p>【依頼日】 ・25年5月 ・25年7月（再依頼）</p> <p>【送付対象数】 ・船舶所有者：4,114件（被扶養者数：38,983人）</p> <p>【提出状況】 ・船舶所有者件数：3,825件（提出率：約93%）</p> <p>【扶養削除数】 ・238人</p> <p>【財政効果】 ・高齢者医療制度への支援金等は約1,600万円軽減される見込み。</p>			
<p><自己評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・船員保険の運営が全国健康保険協会に移ってからは初めて被扶養者の資格確認を行った昨年度に引き続き、25年度においても、就職等による被扶養者資格の喪失者を中心に、被扶養者資格の確認を着実に実施することができました。 ・実施にあたっては、事前に、船舶所有者へ直接チラシを送付するとともに、関係団体の広報協力を依頼したほか、協会ホームページに記事を掲載し、協力の依頼を行うなど、円滑な実施に向け、きめ細かな取り組みを行いました。 ・このような取り組みを行ったこと等により、被扶養者状況リストの提出状況について、船舶所有者の提出率は、前年度の約91%を上回る約93%に、被扶養者単位の提出率においても前年度の約95%を上回る約96%に伸びました。 ・なお、扶養者資格削除人数（238人）については、昨年度に被扶養者資格確認を実施したことにより、届け出の適正化が推進され、昨年度（423人）との比較では減少したものの、高齢者医療制度への支援金等が約1,600万円軽減され、被保険者や船舶所有者の保険料負担の軽減にもつながるなど、着実な成果があげられました。 	A	<p><委員ご意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ●高い回収率で提出を得たことを評価する。保険料負担の軽減につながったというメリットを情報提供するなど、引き続き取り組みを継続していくべき。 ●持続的に取り組んでいることを評価する。 ●被扶養者資格の資格確認を着実にしていることが認められる。船舶所有者の提出率もさらに高くなり、また届出の適正化が促進されるなど、取り組みの成果が認められる。 ●25年における年度事業計画及びその報告、自己評価等については真剣に取り組む姿勢が出ており協力の真意を感じます。 	<p><最終評価></p> <p>■被扶養者状況リストの提出状況について、船舶所有者、被扶養者ともに前年度を上回る成果を上げたことから、取組みについては評価できる。今後も引き続き、被扶養者資格の再確認に係る取組みを推進されたい。</p>	A'

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

25年度事業計画		評価等													
2. 船員保険給付等の円滑な実施															
(5) レセプト点検の効果的な推進															
<p>【評価の視点】 システムによる抽出条件を活用した効率的なレセプト点検を行うとともに、研修の充実等により点検技術の向上に努め、点検効果額の引き上げを行っているか。</p> <p>【目標指標】 ・被保険者1人当たり内容点検効果額：24年度を上回る。（支払基金のレセプト審査において開始された突合点検・縦覧点検の結果が協会の内容点検効果額に影響を与えるのは24年度の下期からであるため、単純比較できないことに留意。）</p> <p>【検証指標】 ・被保険者1人当たり資格点検効果額 ・被保険者1人当たり外傷点検効果額</p>	<p><事業報告（概要）></p> <p>25年度においては、点検員1名を増員し審査体制の充実を図るとともに、レセプトシステムの抽出機能を活用し、レセプト点検の効果的な推進に努めました。また、24年度に引き続き、レセプト点検に係る知識・技術を習得するための実務研修会を実施したほか、審査医師の助言を得て査定事例集を作成し情報の共有化を図りました。その結果、内容点検における被保険者1人当たりの効果額は、協会けんぽの算出方法に準じた24年度の数値と比較すると、金額では493円、増加率では約33%と大幅に増加しています。</p> <p>被保険者一人当たり効果額 ※25年度の数値から、協会けんぽの算出方法に準じて算出しております。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>25年度</th> <th>24年度（協会けんぽの算出方法に準じた数値）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【目標指標】 内容点検効果額</td> <td>1,994円</td> <td>(1,501円)</td> </tr> <tr> <td>【検証指標】 資格点検効果額</td> <td>4,246円</td> <td>(4,527円)</td> </tr> <tr> <td>外傷点検効果額</td> <td>760円</td> <td>(595円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、船員保険においても、26年度からのレセプト自動点検システムの導入に向け、25年度は、システム改修に着手しました。</p>				25年度	24年度（協会けんぽの算出方法に準じた数値）	【目標指標】 内容点検効果額	1,994円	(1,501円)	【検証指標】 資格点検効果額	4,246円	(4,527円)	外傷点検効果額	760円	(595円)
	25年度	24年度（協会けんぽの算出方法に準じた数値）													
【目標指標】 内容点検効果額	1,994円	(1,501円)													
【検証指標】 資格点検効果額	4,246円	(4,527円)													
外傷点検効果額	760円	(595円)													
<p><自己評価></p> <p>・25年度からは、点検員を1名増員（3名→4名）するとともに、支払基金による縦覧点検等の審査の充実化が図られている中、協会けんぽの査定事例の検証を全担当職員で行い、その分析・検討結果を取りまとめ、査定事例集を作成・共有する仕組みや点検員への実務研修の実施等を通じて、点検員のスキルの向上に努めた結果、内容点検における被保険者1人当たりの効果額は、24年度と比較すると493円増の1,994円となり、約33%の大幅な増を達成することができました。</p> <p>・また、25年度においては、レセプトの自動点検システムの導入に向け、システム改修に着手するなど26年度以降における点検体制の整備にも取り組みました。</p>	A	<p><委員ご意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ●大幅に内容点検の効果が出ているので評価したい。引き続き取組みを進めていくべき。 ●複数年を視野に入れた継続的取組みを評価する。 ●レセプト点検の充実化により、内容点検による効果額が32.8%増加するなど顕著な効果が認められる。 ●目標値を決められたら、希望的数値でなく達成率（結果）を出す前向きな活動に感謝します。 	<p><最終評価></p> <p>■審査体制の充実等により、被保険者1人あたり内容点検効果額が前年度を上回り、目標指標を達成したことについては評価できる。今後も引き続き研修等を通じ、点検員の点検技術向上に努められたい。</p>	A'											

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

25年度事業計画	評価等		
2. 船員保険給付等の円滑な実施 (6) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び早期回収			
<p>【評価の視点】 債権の発生を抑制するために、加入者資格を喪失した者の保険証の早期回収に努めているか。 発生した債権については、文書や電話による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実な回収に努めているか。</p>	<p><事業報告（概要）></p> <p>無資格受診等の事由による債権を発生させないよう、被保険者や被扶養者の資格を喪失された後においても被保険者証を返却されない方に対して日本年金機構から催告を行い、その後も返却されていない方に対して船員保険部において再度催告文書を送付するなどの取組みを行い、無効となった被保険者証の早期かつ確実な回収に努めました。また、発生した債権については、文書による催告を行ったほか、内容証明郵便による催告、支払督促等の実施などにより債権の回収の強化に努めました。</p> <p>25年度被保険者証回収率（（ ）内は24年度の数値） 95.8%（95.7%）</p>		
<p><自己評価></p> <p>・船舶所有者に対しては、日本年金機構から納入告知書を送付する際、及び船員保険部から被扶養者再確認リストを送付する際に、被保険者証の早期回収への協力依頼のチラシを同封するとともに、25年9月より、船舶所有者向け送付物用封筒の裏面に被保険者証の早期回収への協力依頼文を掲載する等して、被保険者証回収への協力をお願いしました。また、25年10月からは、被保険者証発送時に同封している「船員保険のしおり」の中で、加入者に対し、被保険者証の早期回収への協力依頼を盛り込むなど、きめ細かな取組みを推進しました。</p> <p>このような取組みにより、25年度の被保険者証の回収率は95.8%となり、24年度の回収率95.7%をわずかながら上回りました。</p> <p>・債権の回収については、新規発生債権の早期回収に重点をおき、25年9月より特に件数の多い喪失後受診の返納金について、これまで初回の催告を納付期限3ヶ月後としていたところを、納付期限1ヶ月後に早めるとともに催告実施回数を増やし、債権の早期回収に努めました。また、再三の返納金催告にもかかわらず反応がない高額債務者に対し、内容証明郵便による催告を13件行った他、法的手続きによる回収（支払督促）も3件実施し、確実な回収に努めました。</p>	<p>A</p>	<p><委員ご意見></p> <p>●地道な取組みで前年実績を上回ったことを評価する。 ●資格喪失後の被保険者証の早期回収に努めており、回収率が95.6%と高く、債権発生抑制が図られていることが認められる。また、喪失後受診後の返納金の納付期限を早め、債権の早期回収に努めていることも評価に値する。</p>	<p><最終評価></p> <p>■取組みの結果、被保険者証の回収率が僅かではあるが、前年度を上回ったことについては、評価できる。更なる回収率の向上に向け、今後も引き続き取組みを推進されたい。</p> <p>A'</p>

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

25年度事業計画	評価等
-----------------	------------

3. 保健・福祉事業の着実な実施

(1) 保健事業の効果的な推進

【評価の視点】
第二期特定健康診査等実施計画（平成25年度～29年度）の初年度として、船員労働の特殊性を踏まえたサービスの向上を図るよう、特定健診及び特定保健指導を中核として、保健事業の効果的な推進を図るとともに、健診実施機関の拡大等に努めているか。

【目標指標】
・特定健康診査実施率
：被保険者37.5%、被扶養者12.0%
・船員手帳データ取込率：23%
・特定保健指導実施率
：被保険者10.0%、被扶養者5.0%

＜事業報告（概要）＞
船員保険においては、他の保険者（健康保険組合や共済組合）に比べて規模の小さい事業所が多く、かつ広い地域に点在していることや乗船中の船員との接触がとりにくいことなどから、効率的な健診の受診勧奨や特定保健指導の実施が難しいという事情があり、特定健診及び特定保健指導の実施率はともに目標を下回っています。

25年度においても、引き続き、被保険者を対象とした生活習慣病予防健診について、船の入出港に合わせた時間帯での健診車による健診や予約なしでの健診など、船員労働の特殊性に配慮した健診を実施するとともに、以下の取組みを行いました。

- ・地方運輸局長指定の船員手帳健診指定医療機関に対して船員保険の生活習慣病予防健診及び特定保健指導委託契約の締結の働きかけなどによる実施機関の拡充
- ・一般健診よりも検査項目が充実した総合健診について、船員保険会以外の健診実施機関においても受診可能とする、総合健診を受けやすい環境の整備
- ・特定健診の健診結果として取り扱うことが可能な船員手帳健康証明書データの収集を強化し、被保険者本人から直接収集する取組みの実施
- ・年度途中の未受診者への勧奨を、船舶所有者だけでなく、被保険者の自宅へ直接送付する取組みの実施

また、被扶養者を対象とした特定健診については、受診意欲の向上を目指し、新たに以下の取組みを行いました。

- ・特定健診の保険者負担の上限額を引き上げることによる利用者の負担軽減
- ・被保険者のみ受診可能であった生活習慣病予防健診について、被扶養者も受診可能としたことによる健診実施内容の拡充
- ・船舶所有者を通して年度当初に送付していた特定健診等の受診券について、被保険者の自宅への直送の開始

特定健康診査実施率

	25年度	24年度	増減
被保険者	35.7%	35.1%	0.6%ポイント
被扶養者	14.4%	8.8%	5.6%ポイント

特定保健指導実施率

	25年度	24年度	増減
被保険者	5.3%	5.3%	—
被扶養者	4.2%	0.4%	3.8%ポイント

船員手帳の健康証明書データ取得率

25年度	24年度	増減
21.1%	23.6%	-2.5%ポイント

＜自己評価＞

保健事業の実施に当たっては、特定健診及び特定保健指導の実施率の向上に向けて、これまで実施してきた巡回健診の活用や広報活動の強化に加え、健診実施機関の大幅な拡充、特定健診に関する自己負担の軽減等に取り組むとともに、生活習慣病予防健診の対象を被扶養者にも拡大すること等による健診内容の充実等に積極的に取り組んだ結果、

・被保険者の健診実施率については、前年度の35.1%から35.7%へと、0.6%ポイントの増加にとどまりましたが、これまで健診の実施率が伸び悩んでいた被扶養者の健診実施率については、前年度の8.8%から14.4%へと目標値（12.0%）を超えて5.6%ポイント増加し、大きく改善しました。

・船員手帳の健康証明書データ（25年度分）の取得にあたっては、約3,400の船舶所有者に対しデータの提供依頼を行いました。取得率は21.1%でした。昨年の取得率に約2.5%ポイント及びみせんでしたが、これは、昨年船員手帳の健康証明書データを提供いただいた被保険者のうち、約650名（健康証明書データ提出者の2%強に相当）の方が、今年は、生活習慣病予防健診の受診に切り替えられたことが大きく影響したものとされます。今後は、健康証明書データの提供者についても、新規の提供者が生活習慣病予防健診への移行者を上回ることができるよう、その取得にさらに努めてまいります。

＜次頁に続く＞

A

＜委員ご意見＞

- 被保険者の健診実施率は35.7%で前年度と比較してあまり伸びていない。また、船員手帳の取得率も減少しているため、一層の周知徹底と努力をしていくべき。
- 被扶養者の健診実施率については効果が出ており、前年度の8.8%から14.4%に増加しているため、評価できる。
- 保健指導については、前年度と比較して実績が上がっているにしても、未だ一桁台なので、一層の努力が必要である。
- 5つの目標指標（うち4つは目標値を前年度よりも引き下げている）のうち、4つの指標が目標未達成であることから、A評価とするには無理があるばかりでなく、目標指標が無意味になる。3つの指標が前年度より向上していることは評価できる。
- 実施率向上に向けた着実な環境整備が評価できる。
- 特定健康診査、特定保健指導とも広報活動の強化や健診機関の拡充、自己負担の軽減などにより前年度の実施率を上回り、特に被扶養者における特定健診の実施率が大幅に増加し目標値を上回ったことは高く評価できる。しかし、被保険者についてはそれらの伸び率が低位にとどまり、目標値に達することができなかった。さらなる取組みの強化を期待したい。

＜最終評価＞

B'

- 様々な取組みにより、一定の成果を上げたことは評価できる。
- しかし、そのほとんどが（被扶養者の健診を除き）協会が設定した目標でさえ達成するには至っておらず、実施率は決して十分な水準にあるとは言えない。
- また、前年度より目標指標を下げていることも考慮すると、これまでの業績評価の指摘事項に対する対応が十分になされているとは言い難い。
- 今後は、協会が設定した目標を達成するのはもちろんのこと、国が定めた目標を達成することも視野に入れ、なお一層、実施率の向上に向けて取り組むことが必要である。

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

25年度事業計画	評価等
-----------------	------------

3. 保健・福祉事業の着実な実施	
(1) 保健事業の効果的な推進	

前掲のとおり

<事業報告（概要）>

<前頁からの続き>

実施機関数

区分	25年度	24年度	増減数
生活習慣病予防健診実施機関	202	137	65
総合健診実施機関	98	8	90
特定保健指導実施機関	79	37	42

※被扶養者の特定健診、特定保健指導については、集合契約の締結により全国約5万の健診実施機関及び全国約1万の特定保健指導実施機関において受診可能となっています。

<自己評価>
<前頁からの続き>

・特定保健指導実施率については、被保険者については前年と大きな変化はなく、同水準で推移しましたが、健診の実施率と同様に、被扶養者については、前年度の0.4%から4.2%へと、3.8%ポイント増加しており、大きく改善されました。

<委員ご意見>

<最終評価>

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

25年度事業計画	評価等		
3. 保健・福祉事業の着実な実施			
(2) 加入者に対する生涯にわたる健康生活支援のための総合的な取り組み			
<p>【評価の視点】 船員労使団体等が開催する研修会等への講師派遣、加入者の健康状況に応じたオーダーメイドの情報提供、ホームページを通じた健康情報の提供等を実施しているか。</p>	<p><事業報告（概要）></p> <p>加入者一人ひとりの健康増進を図ることを目的とした「船員保険生涯健康生活支援事業」を以下のとおり実施しました。</p> <p>【出前健康講座の実施】 船員労使団体からの依頼を受け、船員労使団体が主催する研修会に保健師等を講師として派遣し、健康づくりに関する内容をテーマとした以下の講習を実施しました。（全国9ヶ所で11回開催、参加者計451名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元気で船に乗るためにできること ・正しく知って、正しく防ごう生活習慣病 ・睡眠と生活習慣病 ・メタボリックシンドロームの予防と対策～未然に防ごう心疾患と脳血管疾患～ ・元気で船に乗るためにできることー自分の適正体重を知って生活習慣病予防をー ・メタボ撃退！今できることは？～あなたの「これから」を健康が支えます～ ・10年後の健康を考えてーメタボリックシンドロームー ・健康管理に活かせる生活習慣病の話 <p>【加入者個人の健康状況に応じたオーダーメイドの「情報提供冊子」の送付】 25年10月から26年1月までに生活習慣病予防健診又は特定健康診査を受診された方へ一人ひとりの健康状況に応じた情報提供冊子を作成し配付しました。 25年度においては、特定保健指導を受けていただく必要性が高い方や糖尿病の疑いがある方、重症化予防に取り組んでいただきたい方等配布対象者を以下の対象の方に重点化して実施しました。（約2,800部を個別に直送）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病の発症リスクが高い特定保健指導の対象者 ・糖尿病の疑いがある医療機関の受診対象者 ・初めて生活習慣病予防健診又は特定健康診査を受診した者（35歳又は40歳の方） <p>【ホームページを通じた健康情報の情報提供】 加入者の健康づくりに役立つため、ホームページに季節の健康情報を盛り込んだ「船員保険マンスリー」を毎月掲載しました。</p>		
<p><自己評価></p> <p>・労使団体等の研修会等の機会をとらえて、保健師等を講師として派遣し、加入者に健康問題について学んでいただく場を提供する出前健康講座を積極的に実施し、加入者が生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう支援に努めました。開催回数は、前年度の2回から 25年度は11回へと増加して来ており、講座終了後のアンケート結果によると、約90%の方から「大変満足」または「満足」という高い評価をいただきました。</p> <p>・また、オーダーメイドの情報提供事業については、25年度は、①特定保健指導の対象者や②糖尿病の疑いがあり、医療機関の早期受診が必要な方及び③初めて健診を受診する35歳又は40歳の方に重点を置いて取り組みを進めました。取り組みに当たっては、一人ひとりの健診結果に応じて、生活習慣の改善策等について情報提供を行うことにより、加入者の健康の保持・増進に対する意識づけを図るとともに、特定保健指導の未利用者に対する利用勧奨や糖尿病の恐れがある方の重症化予防にも取り組み、今後におけるデータヘルス計画に基づく取り組みの先駆けとなったと考えます。</p> <p>・さらに、加入者の健康づくりに役立つため、ホームページに季節の健康情報を盛り込んだ「船員保険マンスリー」を毎月掲載したほか、船員労働の特殊性を踏まえた、以下3つのパフレットをホームページへ掲載し健康づくりに役立てられるよう努めました。① 健康を守るための食生活のポイント ② 薬の上手な使い方・保管方法 ③ 糖尿病の予防と治療</p>	A	<p><委員ご意見></p> <p>●労使団体等の研修会等への講師派遣など、きめ細かな取り組みや生活習慣病対策などの重点的な情報提供については、評価できる。引き続きの取り組みを進めるべき。</p> <p>●事業の要点を重点化して実施したことは、目指す効果を明確にすることであり、望ましい実施方法である。</p> <p>●次段階では、船員の特性に応じた対策の立案や、成功事例・事業の整理を期待したい。</p> <p>●出前健康講座の実施、特定健診受診者に対する個人向けの健康情報の提供、ホームページでの広報活動などによる積極的な取り組みの強化が、健康講座参加者の大幅な増加や満足度の高さとなって現れており、高い評価に値する。</p>	<p><最終評価></p> <p>■出前健康講座の実施やオーダーメイドの「情報提供冊子」の送付、ホームページを使用した情報提供を積極的に行ったことは評価できる。今後も引き続き、取り組みを推進されたい。</p> <p style="text-align: right; font-size: 2em;">A'</p>

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

25年度事業計画	評価等		
<p>3. 保健・福祉事業の着実な実施 (3) 福祉事業の着実な実施</p>			
<p>【評価の視点】 無線医療助言事業の運営及び洋上救急医療の援護を行うなど、船員労働の特殊性を踏まえ、福祉事業の着実な実施を図っているか。 船員の海上勤務の特殊性を踏まえ、加入者等の福利厚生向上を図る等の取組みを行っているか。</p>	<p>＜事業報告（概要）＞</p> <p>船員労働の特殊性を踏まえ、無線医療助言事業※1、洋上救急医療援護事業※2、保養事業等の福祉事業※3を、専門的技術、知見等を有する関係団体の協力の下に実施しました。</p> <p>無線医療助言事業及び保養事業等については、一般財団法人船員保険会に、また、洋上救急医療援護事業については、公益社団法人日本水難救済会にそれぞれ業務委託し、事業の円滑かつ効率的な実施に努め、加入者の生命の安全確保及び福利厚生向上を図りました。</p> <p>特に、無線医療助言事業については、事業の担い手である船員保険病院の運営主体が平成26年度以降、一般財団法人船員保険会から地域医療機能推進機構に変更されることを踏まえ、事業の円滑かつ着実な移行・継続が図られるよう、無線医療システム等について必要な改修を行うとともに、運営主体の変更等について、加入者や船舶所有者に対する周知・広報の徹底を図りました。</p> <p>保養事業については24年9月に開催された「船員保険制度に関する懇談会」における船員保険福祉センターの取扱いについての報告を踏まえ、「新たな福祉事業」の実施について、被保険者及び船舶所有者の代表等に検討いただいた結果、より多くの加入者が利用できるよう、26年4月から「旅行代理店を活用した保養事業（宿泊補助）」を実施することとしました。25年度においては、事業の実施に向けて、協力いただく旅行代理店を公募により選定するとともに、加入者や船舶所有者に対する広報に努めました。</p> <p>また、これまでの保養事業についても、その着実な実施を図るとともに、契約保養施設利用補助事業について、24年9月末をもって船員保険福祉センターが廃止された3地域（北海道・長野・福岡）において、新たな代替施設を確保することとする等の見直しを行い、26年4月からその実施を図ることとしました。</p> <p>【参考】 ※1・無線医療助言事業：航行中の船舶内において病人やけが人が発生した際に、船舶に乗り組む衛生管理者等からの無線連絡等に対し、速やかに医師による救急処置の指示等の医療助言を24時間体制で行う事業。船員の生命の安全を図ることを目的としている。</p> <p>＜次頁へ続く＞</p>		
<p>＜自己評価＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航海中において乗組員の中に病気やけが人が発生した場合に、医師から応急処置の助言や指示が受けられる無線医療助言事業や医師による緊急の加療が必要な場合に医師等を海上保安庁の巡視船等により急送する洋上救急医療援護事業など、船員労働の特殊性を踏まえた福祉事業についての着実な実施に努めました。 ・とりわけ、25年度においては、無線医療助言事業の実施機関である船員保険病院の運営主体が、26年4月以降、船員保険会から地域医療機能推進機構に変更されることが決定されたことから、同事業について、平成26年度以降においても、事業が円滑に移行・継続されるよう、関係者間の調整を行った上で、システム改修等の移行準備を確実に実施しなければなりませんでしたが、加入者や船舶所有者に対する周知・広報も含め、移行準備を着実に終えることができ、26年4月からのシステム切替えが成功裏に行われることとなりました。 ・保養事業については、船員保険協議会での議論を踏まえ、これまでの取組みに加え、より多くの加入者が利用できるよう、26年4月から「旅行代理店を活用した保養事業」を新たに実施することとなったことを踏まえ、旅行代理店の選定や加入者・船舶所有者に対する新規事業の広報・周知等の準備作業に取り組むことが必要となりましたが、これについても円滑に実施することができました。 	<p>A</p>	<p>＜委員ご意見＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ●船員の就業の特殊性に十分配慮しつつ、無線医療助言事業と洋上救急医療援護事業を引き続き対応・実施していく必要がある。 ●「新たな福祉事業」は、保養施設の利用に関する社会一般の動向を踏まえて、利用者のニーズに対応した施策であると認められる。 ●海上勤務という被保険者の労働の特殊性に対応した救急医療の援助に対して新たなシステムへの着替えが行われたことは高く評価したい。 ●福祉事業についても新たな取り組みが行われていることも、今後の福祉充実に結びつくことを期待したい。 	<p>＜最終評価＞</p> <p>A'</p> <p>■無線医療助言事業について、事業の運営主体が変わることを事前に周知・広報すること等により、事業の継続に支障が出ないように努めたことや「新たな福祉事業」の実施を決定したことについては評価できる。今後も引き続き、船員労働の特殊性を踏まえ、福祉事業の着実な実施に取り組まれない。</p>

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

25年度事業計画	評価等		
3. 保健・福祉事業の着実な実施			
(3) 福祉事業の着実な実施			
前掲のとおり	<p><事業報告（概要）></p> <p><前頁からの続き></p> <p>※2・・・洋上救急医療援護事業：日本の周辺海域を航行する船舶内で、病気、負傷等により緊急に医師の治療を必要とする患者が発生した場合に、海上保安庁の船舶、航空機等で医師等を現場に急送し、応急治療を行うとともに、最寄りの医療機関へ搬送する事業。船員の生命の安全を図ることを目的としている。</p> <p>※3・・・保養事業等の福祉事業：保養施設等での宿泊利用料金の割引等を行う事業。海上勤務の特殊性を踏まえ、疲労回復、静養、家族団らんの場を提供することにより、船員保険加入者の福利厚生を図ることを目的としている。</p>		
<自己評価>		<委員ご意見>	<最終評価>